

杉戸町マスコットキャラクター すぎたろう

デザイン使用ガイドライン



作成：平成 28 年 6 月 更新：令和 4 年 4 月
埼玉県杉戸町

CONTENTS

- 01 はじめに／ご利用にあたって
- 02 杉戸町マスコットキャラクター「すぎたろう」誕生
- 03 基本デザイン
 - カラーの場合（色指定）
 - モノクロ・線画の場合
- 05 デザインバリエーションについて
マスコットキャラクター表示ルールと使用禁止例
- 07 問い合わせ先

はじめに

このデザイン使用マニュアルは、杉戸町マスコットキャラクター「すぎたろう」を正しく使用していただくために、その表現方法や注意事項についてまとめたものです。

マスコットキャラクターが町民の皆様をはじめ多くの方々に親しまれ、愛されるよう、さまざまなものに積極的に活用していただきますようお願いいたします。

ご利用にあたって

マスコットキャラクターに関する著作権、使用权は杉戸町に帰属します。マスコットキャラクターを使用する場合は、本書と併せて「杉戸町マスコットキャラクター「すぎたろう」使用取扱要綱」もご参照いただき事前の使用承認申請をお願いいたします。

杉戸町マスコットキャラクター
すぎたろう
誕生！



「すぎたろう」は、平成 28 年 2 月、日光街道杉戸宿開宿 400 年の年に、すぎぴよんと一緒に町を全国に PR し、盛り上げるために誕生しました。

基本デザイン

基本となるデザインは次のとおりです。

デザインの使用にあたっては、杉戸町から公式に支給されたデータをそのまま使用してください。

●カラーの場合（色指定）

カラーで使用する場合、下記の色指定に従ってください。使用する素材などの関係で、プロセスカラー（CMYK）の色指定が出来ない場合には、可能な限り指定色に合わせるよう最大限の努力をお願いします。

各カラーナンバー

ハチマキ影

C30
M20
Y20

目

K100

顔・手足

C60
Y100
影
C70
M30
Y100

口・頬

M40
Y30
口影
C40
M80
Y90

帯

C30
M50
Y50

袴

C40
M5
Y40
影
C60
M30
Y50



箱杉文字

M100
Y80

箱

C90
M90
Y80
K40

影

C90
M90
Y80
K60

着物・傘

C100
M40
Y80
影
C100
M60
Y80
K30

手甲脚絆紺地

C100
M100
Y50
影
C100
M100
Y60
K40

羽・草鞋

M30
Y90
影
C30
M40
Y90

●モノクロ・線画の場合

カラーの画像をモノクロで使用する場合、下記の通り利用してください。

グレースケールの設定は、各色の差が出るよう、可能な限り下記に合わせてご利用ください。

その他、線画・白黒は下記の通りとします。



グレースケール



線画



白黒

デザインバリエーションについて

キャラクターがさまざまなポーズをしているデザインもあり、それらを使用することも出来ます。キャラクターのポーズについては、別紙「すぎたろうデザインバリエーション 2016」を参照してください。

(デザインバリエーションは、随時、追加していく予定です。)

マスコットキャラクター表示ルールと使用禁止例

キャラクターの各種デザインは正しく表示することによって PR 効果が高まります。

マスコットキャラクターの個性、イメージの統一を図るため、以下の通り表示のルールと使用禁止例を定めます。美しさを欠いたり、受け手に不快感を与えたり、視認性を損なうような表現は絶対に避けてください。

○最小表示

キャラクターを小さく表示しすぎると、視認性が確保できません。デザインを表示する場合は、下記を参考に小さくなりすぎないように注意してください。



最小表示の目安

10mm 以上で表示してください。

○その他の使用禁止例

×変形することはできません。



×左右・上下反転して使用することはできません。



×指定色以外の色の使用はできません。



×キャラクターと調和しない形状や色などを周辺に配置しないでください。



×別紙バリエーション以外に違う要素を加えたり細部を部分的に加工することはできません



×キャラクターを重ねて使用することはできません。



！背景によって視認性が損なわれる場合は天地左右にキャラクターの大きさの10%にあたるホワイトスペースをとります。



問い合わせ先

杉戸町

〒345-8502 杉戸町清地 2-9-29

杉戸町役場産業振興課商工観光担当

【TEL】 0480-33-1111 内線 305

【E-mail】 shokokanko@town.sugito.lg.jp



本ガイドラインからの無断転載・転用を禁じます。
杉戸町マスコットキャラクター「すぎたろう」の
著作権等一切の権利は杉戸町に属します。

作成：平成 28 年 6 月